

公欠について

学生の皆さん

5月8日から「公欠」の申請事由が変更となります。

5月7日までは、新型コロナウイルス陽性及びワクチン接種、その副反応を含め、体調不良による公欠申請を認めておりましたが5月8日以降、ワクチン接種、その副反応を含め体調不良による公欠申請は出来なくなります。※新型コロナウイルスによるオンライン等代替授業も無くなります。

5月8日以降は、新型コロナウイルス感染症が5類に引き下げとなります。

それに伴い新型コロナウイルスに感染した場合は、公欠申請事由の「インフルエンザ等学校感染症と診断された場合」に該当します。

学校感染症についての詳細は下記のURLをご確認下さい。

https://www.onomichi-u.ac.jp/campus_life/medical_office/kansen.html

公欠を受けようとする学生は事務局窓口に来て【公欠届】を提出して下さい。

※集中講義は公欠の対象になりません。

【公欠の取り扱いについて】

1. 「公欠＝出席」ではありません。
2. 公欠が承認された場合、全授業回数から公欠取得した授業回数が差し引きされます。
例) 全15回の授業のうち、9回出席・5回欠席・1回公欠した場合 → 全14回授業のうち9回出席とみなす。
3. 授業時間の60%以上の出席率が単位認定の要件に含まれるため、公欠を取得した場合は出席率が変わります。
例A) 全15回の授業のうち、9回出席・6回欠席した場合
「出席率」＝出席回数(9回)÷全授業回数(15回)×100%＝60%
例B) 全15回の授業のうち、9回出席・5回欠席・1回公欠した場合
「出席率」＝出席回数(9回)÷全授業回数(14回)×100%＝64%
例C) 全15回の授業のうち、8回出席・6回欠席・1回公欠した場合
「出席率」＝出席回数(8回)÷全授業回数(14回)×100%＝57%

よって例Cは60%以下の出席率になるため単位認定の要件を満たさない(認定されない)ことになります。

出席について質問がある場合、各授業担当教員か教務係へお問い合わせください。

教務係：kyomu@onomichi-u.ac.jp

学校感染症について

大学においては、学校保健安全法により「学校において予防すべき感染症」として下記のように分類され、大学における感染拡大防止のため「出席停止期間」が定められています。感染症と診断された場合は医師の指示に従って自宅にて休養してください。

学校感染症にかかったら [「どうしたらよいか」のフローチャートはこちらから](#)

感染症の疑わしい症状があったら、すぐに医療機関を受診し、その結果を医務室または学務課教務係に電話で連絡してください。大学へは治癒してから登校してください。

登校には治癒したという証明が必要です。治癒したら医療機関で「学校感染症治癒証明書」、もしくは医療機関にある治癒証明書を記入してもらい、医務室まで提出してください。

[「学校感染症治癒証明書」はこちらから](#) 病院に行く前に印刷して持っていくことをお勧めします

学校感染症の種類及び出席停止期間の基準

	対象疾患	出席停止期間の基準
第2種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで（令和5年5月8日から適用）
	インフルエンザ （鳥インフルエンザ H5N1 を除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（ふうしん、三日はしか）	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	全ての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めた場合は、この限りでない

【第1種】危険性の高い感染症（感染力が強く重症となる）

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、 マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体が SARS コロナウイルスであるものに限る。)、鳥インフルエンザ(病原体が A 型インフルエンザウイルスで、その血清型が H5N1 であるものに限る。)

【第3種】飛沫感染が主体ではないが、放置すれば学校で流行が広がってしまう可能性がある感染症

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他（ノロウイルス感染症などの感染性胃腸炎・溶連菌感染症・マイコプラズマ感染症など）

「学校感染症治癒証明書」記入について（ご依頼）

「学校における感染症」に罹患しました本学学生について、下記証明書にご記入くださいますようお願い申し上げます。

尾道市立大学 医務室

TEL 0848-22-8312（内線250）

学校感染症治癒証明書

1. 氏名： _____ 学籍番号： _____

上記の者は、下記の感染症が治癒し、通学に支障がないことを証明します。

2. 疾患名（該当欄にレ点を付けてください）

疾患名	出席停止期間
<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
<input type="checkbox"/> インフルエンザ <input type="checkbox"/> A型 <input type="checkbox"/> B型 <input type="checkbox"/> 不明	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
<input type="checkbox"/> 百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
<input type="checkbox"/> 麻疹	解熱した後3日を経過するまで
<input type="checkbox"/> 流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
<input type="checkbox"/> 風疹	発疹が消失するまで
<input type="checkbox"/> 水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
<input type="checkbox"/> 咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
<input type="checkbox"/> 結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
<input type="checkbox"/> 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
<input type="checkbox"/> その他 ()	【学校における感染症第一種】 治癒するまで 【学校における感染症第三種】 医師において感染のおそれがないと認めるまで

3. 出席停止期間

上記疾患により、下記の期間の出席停止が妥当であったことを証明します。

年	月	日	～	年	月	日
---	---	---	---	---	---	---

年 月 日

医療機関名

住所(所在地)

医師名

印